

## 令和元年度石川県男女共同参画審議会（令和2年2月19日）発言概要

### ○開会挨拶

#### （清水県民文化スポーツ部長）

本日は大変お忙しい中、委員の皆様にはご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素から本県の男女共同参画施策の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

本格的な人口減少時代を迎えた中、社会の活力を維持していくためには、女性の力を最大限に発揮していくことが必要不可欠でございまして、国におきましても女性活躍を「生産性向上・経済成長・地方創生」の切り札と位置づけております。

国では現在、平成27年に策定されました「第4次男女共同参画基本計画」の改定作業に入っており、令和2年度には、「第5次基本計画」を策定する予定とのことであります。

一方、本県では、平成28年3月に改定をいたしました「いしかわ男女共同参画プラン」に基づきまして、「働く女性の活躍推進」、「地域での男女共同参画の推進」、「女性に対する暴力の根絶」を強化ポイントとして、施策の推進に取り組んでおります。

この現行プランが来年度で終了しますので、国の基本計画の見直し、それから労働人口の減少、雇用環境の変化といった社会情勢の変化も踏まえ、本県も現行プランに代わる新たなプランを策定したいと考えており、その基礎資料となります「男女共同参画に関する県民意識調査」を来年度早々に行いたいと思っております。

新たなプランの策定にあたりましては、来年度に入りましたら、正式に当審議会に諮問させていただき予定でございまして、委員の皆様方には、ぜひともご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、令和元年度の男女共同参画に関する取り組みと、今ほどお話しました県民意識調査の実施について、ご報告をさせていただきます。委員の皆様方には、忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます。私の挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

### ○新委員の紹介等

#### （山外男女共同参画課参事）

本来ならば、ここで、委員の皆様全員をご紹介すべきでございまして、本年度、新たに委員に就任され、本日もご出席をいただいている方をご紹介させていただきます。

石川県小中学校長会の今村外志美委員です。

#### （今村委員）

中央小学校の校長をしております今村です。よろしくお願いいたします。

#### （山外男女共同参画課参事）

石川県各種女性団体連絡協議会の川上由枝委員です。

**(川上委員)**

川上です。よろしくお願いいたします。

**(山外男女共同参画課参事)**

石川県P T A連合会の田中美奈子委員です。

**(田中委員)**

田中です。よろしくお願いいたします。

**(山外男女共同参画課参事)**

石川県人権擁護委員連合会の道場裕美子委員です。

**(道場委員)**

おはようございます。よろしくお願いいたします。

**(山外男女共同参画課参事)**

石川県農業協同組合中央会の中田英貴委員です。

**(中田委員)**

中田です。よろしくお願いいたします。

**(山外男女共同参画課参事)**

以上の5名の方です。

なお、石川県青年団協議会の越野慎平委員、石川県商工会議所連合会の西田哲次委員、連合石川の村上睦委員も新たに就任されましたが、本日は欠席となっております。

越野委員、西田委員、村上委員を含めまして、浅野委員、上田委員、北野委員、松崎委員が欠席をされております。また久藤委員も急遽欠席という連絡がありまして、計8名が欠席となっております。委員20名中12名の皆様にご出席をいただいております。

それでは、議題に移ります。

ここからの進行は、八重澤会長にお願いいたします。

## ○議事進行

### (八重澤会長)

八重澤です。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、報告事項1の「令和元年度男女共同参画の推進状況」につきまして、事務局からご説明をお願いします。

## ○報告事項(1) 令和元年度男女共同参画の推進状況について

### (山岸男女共同参画課長)

男女共同参画課長の山岸でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明をさせていただきます。

私のほうからは、資料1に基づきまして、男女共同参画の推進状況をご説明し、その中で、DVや性暴力の相談の状況等につきましては、女性相談支援センターの福村所長からご説明いたします。

資料1の説明後、引き続き、資料2について、私のほうからご説明させていただく予定でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料1の報告書に基づきましてご説明いたします。男女共同参画推進状況報告書でございます。まず表紙をおめくりいただきまして、裏の目次をご覧ください。

報告書の構成でございますが、

第1部、本県の男女共同参画の推進状況

第2部、本県の男女共同参画の推進に関する施策の状況

第3部、市町における男女共同参画の推進状況

第4部が資料編となっております。

右のページは、石川県男女共同参画推進条例の概要でございます。

次に2ページをお開きください。

「いしかわ男女共同参画プラン2011改定版」の概要でございます。

冒頭に記載しておりますとおり、県では、男性も女性もすべての個人が互いにその人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の形成のため、法に基づく男女共同参画計画を策定しており、現在はいしかわ男女共同参画プラン2011改定版の、上から3つめの囲みに記載してあります、5つの基本目標に基づいて施策を推進しております。

次に、5ページをお開きください。

【第1部 本県の男女共同参画の推進状況】でございますが、ここでは、今ほどのプランの5つの基本目標ごとに推進状況をまとめております。

6ページをお開きください。

まず、基本目標I【男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革】についてでございます。県では「男女共同参画に関する県民意識調査」を5年に一度実施しており、直近では、平成27年度に実施しております。

「1 男女の地位の平等感」について、でございます。下の図表をご覧ください。

上から、家庭、職場、地域活動と、場面ごとに平等感を尋ねております。一番下の項目の「社会全体では」については、男女の地位が「平等である」と考える人は、女性が8.9%、男性が15.4%となっております。

次に7ページをご覧ください。

中ほどの「2 男は仕事、女は家庭についての考え方」でございます。図表の右端に記載してあります、賛成である、賛成しない、のそれぞれの計をご覧ください。一番上の「総数」は、平成27年度は「賛成である」が25.6%で「賛成しない」の38.4%を下回っております。経年比較をしますと、「賛成である」は平成22年度よりも7ポイントの減少、「賛成しない」は4.5ポイントの増加となっております。

次に9ページをご覧ください。

基本目標Ⅱ【方針の立案・決定過程への女性の参画の拡大】でございます。

「1 議会の女性議員の割合」でございますが、地方議会における女性議員の割合は平成30年度ではグラフにありますとおり、県・市・町のいずれも増加しているものの、全国平均を下回っております。

その下の「2 石川県各種審議会等への女性の登用状況」でございます。

県の審議会等における女性委員の割合は、令和元年6月現在、41.0%となっております。県では、令和2年度末までに女性委員の割合を50%とする数値目標を掲げており、この達成に向けて女性登用促進の取り組みを強化しております。

10ページをお開きください。

「3 管理職に占める女性の割合」でございますが、本県の管理職に占める女性の割合は、増加傾向にあるものの全国より低く、14.7%となっております。

続いて、12ページをお開きください。

基本目標Ⅲ【職場・家庭・地域において男女が共に個性と能力を発揮できる社会の実現】でございます。

「1 女性の就業」の「(1) 年齢階級別労働力率及び雇用形態別雇用者数等」でございます。年齢階級別労働力率は、女性は結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多く、グラフで表しますと、30歳代を底とする、いわゆるM字カーブを描いていますが、本県の女性は全国に比べてM字のくぼみは小さくなっております。

13ページをご覧ください。

「(2) 職場における平等感」でございます。県民意識調査によりますと、「平等である」と回答した人が最も多いのは「教育や研修制度」、最も少ないのは「昇進・昇格」となっております。

14ページをお開きください。

中ほどの、「2 仕事と生活の調和」の「(1) 男女が共に仕事と家庭を両立していくために必要なこと」でございます。県民意識調査では、「育児・介護休業制度を取得しやすくする職場環境づくり」と「保育サービスの充実」を望む回答が男女ともに多くなっております。

次に、15ページの上、「(2) 育児休業の取得状況」ですが、本県の育児休業取得率は、左のグラフの女性は90.2%で全国平均を上回っているものの、右のグラフの男性は3.0%で、全国平均を下回っております。

次に、16ページをお開きください。

基本目標Ⅳ【女性の人権が推進・擁護される社会の形成】でございます。

一番下の「2 配偶者等からの暴力の状況」の「(1) 配偶者からの被害経験の有無」でございます。

17ページの上の図をご覧ください。

県民意識調査では、配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかの被害を受けたことが「あった」と答えた人は、中ほどの「女性」が35.4%、下の「男性」が24.2%となっております。

「(2) 交際相手からの被害経験の有無」では、交際相手からの被害経験が「あった」と答えた人は、図の中ほどの「女性」が10.6%、下の「男性」が5.1%となっております。

次に、18ページをお開きください。

「3 DVに関する相談及び一時保護件数の推移」でございます。県内の配偶者暴力相談支援センターに寄せられた平成30年度の相談件数は、表の右側に記載のとおり1,616件で、過去5年間の平均件数とほぼ同数となっており、また、県の女性相談支援センターにおけるDV被害者の一時保護件数は28件で、過去10年間で最少となっております。

その下の「4 性暴力被害に関する相談の状況」でございます。平成29年10月に開設した、いしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」の平成30年度の相談件数は354件でした。

ここで、相談現場における状況につきまして、女性相談支援センターの福村所長からご説明をさせていただきます。

#### **(福村女性相談支援センター所長)**

女性相談支援センターの福村でございます。

日頃から当センターの相談・対応について各方面からご協力をいただいていることに感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

それでは、着座にて状況説明をさせていただきます。

女性相談支援センターの相談状況ですけれど、来所による直接の相談面接というものが、平成30年度は587件ありました。そのうちDVの相談が309件、全体の53%を占めている状況です。その309件のうち新規でご相談においでの方が107件、何度か繰り返しご相談に来られている再来所は202件ということで、65%が再来所となっております。例年、面接による相談件数というのは500件から600件弱ということで、そのうちのDVの相談の割合というのは、多い時で70%を占めていましたけれど、平成30年においては53%というところでございます。このあと30年度の統計を基に

して少し相談状況の説明をさせていただきます。

DVの処理の状況ですけど、平成30年度、助言で終わったものは75%、その他裁判所、弁護士相談、福祉事務所などに繋いだものが18%、その他DVを主訴として婦人保護施設に入所して自立をされた方もおいでになります。年齢別では、30代が一番多く37%、これはDVに限ってということですが、30代が37%、40代が23%、20代が19%というふうになっております。当センターは一時保護の機能を有しております。DVで家を出た、あるいは家庭紛争等で家を出たけれども居所に困っている、あるいは本人の安全確保、保護が必要と認められるものについては、女性の同伴児童も含めて一時保護の支援を行っているところでございます。また一時保護を利用している要保護女性で、長期にわたって生活指導等を行う必要があると認めた場合は、本人の申請により婦人保護施設への入所の対応を行っているところでございます。一時保護の状況については、平成30年度全体で50件、同伴児童は36人というところです。過去5年を見ますと、40人～70人弱の一時保護の件数がある、幼児、小学生を同伴して避難する女性が多いとなっています。DV被害者の一時保護については、先ほど山岸課長からご紹介していただきましたが、平成30年度は28件となっております。また加えて当センターにおいては保護命令、また接見禁止、退去命令等の申し立ての書類の作成支援も行っております。保護命令に対する裁判所からの書面提出請求、これは取り下げ却下も含めての数になりますけれども、平成27年度が8件、28年度が14件、29年度が17件と増加傾向にあって、平成30年度は9件と少し数が減りました。ただ、令和元年度12月までの数を見ますともう18件ということなので、全体的には増加の傾向にあるのかなというふうに感じているところです。

DV被害者を支援する事業として、平成19年度からDV被害者女性のためのピア・サポートグループを開催しているところでございます。同じ症状や悩みを持って同じような立場にある仲間「ピア」ですが、お互い体験を語り合って、DV被害の回復を目指すという取り組みになっております。全体の相談の状況を見て感じることで、すけれども、「これってDVですか。」とか、あるいは、自身が被害者であることがわからなくなってしまっているケース、あるいは、DVが怖いけれどもう一步が踏み出せない、あるいは離婚に向けて行動した後の恐怖や対応の不安を感じている、というような相談者も多いように感じしております。その他、全国的な傾向でもありますが、当センターでも若年女性の支援の難しさというものも感じますし、高齢女性の一時保護の対応の難しさ、平成30年度は80歳代の方の一時保護ということもございまして、その辺の難しさも感じているところです。あるいは、DV加害者、被害者双方が精神的な病気や知的な問題を抱えているケースへの対応、また核家族化の影響もあるのですが、親族との関係が希薄だったりすることで、十分な支援に繋がらないというケースもあって、今後の課題だなというふうに感じているところでございます。まずDVの相談者に対しては、被害者の安全が第一ですので、安全確保を最優先として助言や情報提供という支援を行っている状況でございます。

以上がDV等の相談の状況ですけれども、併せて平成29年10月開設のいしかわ性暴力被害者支援センター「パープルサポートいしかわ」の支援状況ですけれども、これも先ほ

ど平成30年度の相談件数については課長から紹介があった通りでございます。少し特徴としまして、性暴力の相談については未成年者や20代の若年層の被害についての相談というのが多くありまして、また相談者と加害者との関係については、加害者と面識がある方の被害というものが非常に割合として高くなってきています。今後も関係機関と連携をとることはもちろんですが、誰もが安心して相談できる機関であるとともに、性暴力被害の潜在化防止を図ることができればというふうに思っているところです。

以上で、女性相談支援センターの相談状況の説明を終わります。

### (山岸男女共同参画課長)

それでは報告書に戻りまして、21ページをお開きください。

【第2部 本県の男女共同参画の推進に関する施策の状況】でございます。

次の22ページから24ページにかけては、男女共同参画プランに掲げた5つの基本目標に基づく施策の体系図を記載しております。

次に、25ページをご覧ください。

5つの基本目標ごとの数値目標とその現状でございます。

次の26ページから32ページまでは、「施策体系別事業一覧」でございます。男女共同参画プランの推進にかかる県の施策を、基本目標ごとに整理し記載しております。

このうち、今年度の男女共同参画課の主な事業につきましては、のちほど資料にてご説明させていただきます。

次に、33ページをご覧ください。

【第3部 市町における男女共同参画の推進状況】でございます。

34ページをお開きください。

下の表2は、市町の男女共同参画に関する「条例の制定、計画の策定状況」でございます。本県におきましては、平成22年度末までに、全ての市・町において条例の制定、計画の策定がなされ、地域の実情に応じた取組が進められております。

36ページをお開きください。

下の表6「公民館長、小・中学校PTA会長、自治会長の状況」でございます。例えば、右端に記載の「自治会長」をみますと、女性比率は一番下に記載してありますとおり、2.4%という状況でございます。

資料1の説明は以上でございます。

次に、今年度の主な事業につきまして、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料2「いしかわ男女共同参画プラン2011改定版に基づく主な事業」をご覧ください。A4横のカラーの資料でございます。

まず1ページをご覧ください。

左の「働く女性の活躍推進」、右上の「女性に対する暴力の根絶」、その下の「地域での男女共同参画の推進」、この3つを強化するポイントとして施策を推進しております。

2ページをご覧ください。以下、今年度の取組について、順にご説明いたします。

まず、「働く女性の活躍推進」でございます。「いしかわ男女共同参画推進宣言企業 女

性活躍加速化クラス」認定制度でございますが、女性活躍加速化クラスは、平成30年度に制度内に新たに設けたもので、女性の採用・登用や、ワークライフバランスの推進などについての具体的な数値目標の設定を認定要件とすることで、企業における女性活躍に向けた取り組みをさらに前進させることとしております。この認定企業数を増やすため、経営者等を対象に「企業における女性活躍推進セミナー」を開催したほか、「女性活躍推進実践講座」として、人事担当者を対象とした「数値目標設定研修」、そして専門家の助言を受けられる「合同コンサルティング」を開催し、企業の取組みを後押しいたしました。加えて、他の企業にも女性活躍推進を波及させるため、「女性活躍推進取組事例集」を作成いたしました。

そのほか、一番下ですが、女性の人材育成を後押しするため、管理職候補者から若手女性社員までを対象とした研修を記載のとおり開催しております。

3ページをご覧ください。

「女性に対する暴力の根絶」に関する事業でございます。まず「パープルサポートいしかわ（いしかわ性暴力被害者支援センター）」について、でございます。先ほど、福村所長から相談状況についてご報告いたしました。パープルサポートいしかわは性暴力被害者が心身のケアを安心して受けられるよう、ワンストップで必要な支援をコーディネートするとともに、警察への届出を促し、性被害の潜在化を防ぐために、平成29年10月に開設したものです。

今年度は、未成年者の被害を早期に支援につなげるため、小中高校生、保護者向けの啓発リーフレットをそれぞれ作成し、学校を通じてお配りしたところでございます。また、リーフレットの配布に先立ちまして、養護教諭、教育相談担当教員等に対し、性暴力被害について理解を深める研修を実施いたしました。

次に「若年層向けDV予防啓発小冊子」でございます。若年層がDVについての理解や知識を深め、DVの未然防止を図るために作成し、高校の新入生に配布いたしました。

また、高校生等を対象とした「若年層向けDV予防啓発セミナー」を実施しており、今年度は県内高校・大学の13校で実施見込みとなっております。

「DV相談員等対応力向上研修」でございますが、住民に身近な相談窓口である、市町の相談窓口職員等を対象に、事例検討やグループワークなどを交えて幅広いスキルの向上を図っております。

一番下の「いしかわパープルリボンキャンペーン」の実施につきましては、DVや性暴力等を許さないという意識を社会全体で醸成するため、市町や各種団体と協力し、11月に一斉啓発活動を実施したものでございます。

4ページをご覧ください。

「地域での男女共同参画の推進」です。「男女共同参画推進員を対象とした啓発力向上講座」でございます。資料の右側をご覧ください。県では、地域における男女共同参画推進の担い手として、石川県男女共同参画推進条例にもとづき97名の方を委嘱しており、それぞれの地域におきまして県民の意識改革などの普及啓発に取り組んでいただいております。講座につきましては、今年度は、男女共同参画推進の具体的な取組事例を学びながら、



これからの地域での活動の進め方をワークショップで考える形式で、加賀、能登の2会場で開催いたしました。

次に、啓発誌「男女がともに輝く石川に」でございます。職場・家庭・地域における意識改革の必要性とその実践へのヒントをイラストやデータでわかりやすく示したもので、推進員の地域での啓発活動に活用いただいております。

その下の「その他」の欄をご覧ください。「男女共同参画社会づくりに向けた意識の改革」としまして、さまざまな啓発活動を行っております。左側の「小学生向け啓発副読本」につきましては、小学5年生全員に配布しているものです。

右側の「大学での男女共同参画ワークショップ」は、男女共同参画課の職員が大学を訪問し、講義時間の中で、性別にとらわれない生き方について、学生と意見交換するものでございます。今年度は4校で実施いたしました。

その下の「男女共同参画のつどい」は、内閣府の提唱する男女共同参画週間にちなみ、広く県民に男女共同参画社会の必要性を啓発するために、毎年、県内の各種女性団体等と協力しながら開催しております。今年度は、「学び 考え 行動へ」をテーマとしまして、講演やパネルディスカッションを行いました。

以上、主な事業をご説明いたしました。引き続き、これらの事業にしっかりと取り組んでまいります。

## ○質疑

### (八重澤会長)

はい、ありがとうございました。

これからは、ご質問・ご意見等、時間が大体20分ぐらいございますので、どこからでも、どなたかからでも結構です。よろしくお願いいたします。

### (高橋委員)

2つお尋ねしたいと思います。

1つは報告書の7ページ、「男は仕事、女は家庭」についての考え方のところでご説明がありましたこの考えに賛成であるか賛成しないかという人たちの割合の経年変化ということで、総数としては、「賛成である」が減って、「賛成しない」が増えているとご説明がありました。近年、全体の傾向はこうであったとしても、特に若い層で、20代において、保守化の傾向というか、女性などでこうした考えに賛成であるというような傾向が見えるという指摘が各地であります。石川県の状況として、もし何か年齢別の分析をして何か把握しておられましたら、お聞かせ願えれば。今後の対策という時に、若い方の意識というものが、もしかしたら問題になるかどうかという指標になりますのでお願いします。

もう1つは、18ページの性暴力に関する相談の状況で、詳細な相談支援センターのご説明の中で、困難な課題があるということで、特にその困難事例として、被害者・加害者双方が精神的な障害があるようなケースが大変難しいとご指摘がございましたけれども、特にその加害者側に対するケアですとか、そのプログラムとして、もしも何か取り組まれた

り考えられたりとかというようなことがあったらお教え願えればと思います。

**(八重澤会長)**

はい、どうもありがとうございました。2点につきまして、どちらからでもよろしいです。年代別の分析の方がすぐわかるかなと思います。性別による固定的な役割に関する年代別のデータはおそらく出ているのではないかと思いますので、教えてください。

**(山岸男女共同参画課長)**

27年度の調査の結果ですけど、女性では20代で賛成というのが24%、賛成しないのは52%、男性では賛成であるが17.9%で、賛成しないのが43.6%という状況でございます。

**(八重澤会長)**

はい、どうもありがとうございました。それでよろしいでしょうか。ではもう1つの暴力に関する加害者のケア、特に精神的疾患を含めて。

**(福村女性相談支援センター所長)**

DV関係にある中で、先ほどお話ししたような、精神的な問題を抱えながら被害者も加害者もという状況は課題ではありますが、ただ、手持ちで加害者のプログラムは持っていないのが現状です。ですので、こころの健康センター等で加害者のプログラムが実施されているので、そういう所へ繋いだり、あるいは精神科医療、加害者の意識にもよりますが、関係機関にも繋いでいくような対応を現在取っているところでございます。以上です。

**(八重澤会長)**

はい。どうもありがとうございました。他にいかがでしょうか。はい、早川委員。

**(早川委員)**

女性に対する暴力の根絶についてお聞きします。この問題には必ずプロフェッショナルな人々がかかわるべきです。警察、弁護士、医療関係など。身体的な怪我の治療や、精神的なサポートが必要です。外科的なものはたぶんそんなに長く時間はかからないと思いますが、精神的なサポートというのは長く続いていくと思います。先ほどの説明でお子さんを連れの方というのが思っていたより多くて驚いています。子供の精神的なケアも大切です。皆さんご存じのように、DVやアル中はどうしても鎖のように繋がって行って、その子が大きくなった時に同じような事件を起こす率がとても高いのです。子供の心のケア、それからお母さんの身体的な外科的なケアと心のケアが必要です。そういったシステムができあがっていますか。また、もしシステムがないなら、これからどんなふうにシステム作りをしようと思ってるのかお聞きしたいです。

**(八重澤会長)**

はい。今の件ですが、所長さんでよろしいですか。お願いします。

**(福村女性相談支援センター所長)**

配偶者暴力相談支援センターの部分と、性暴力被害者支援センターの部分と2つ兼ねているものですから、ご質問のところでDVと性暴力、色々あると思いますが、DVに関しては、一時保護をされた要保護女性については、当センターに心理士がいますので、そこでのケア、状況見ながらですけれども対応はできていると思いますし、性暴力については、自前でカウンセラーを持っていますので、カウンセリング機能を有しているので、心のケアについては必要に応じて、あるいは被害者のニーズに応じて対応をしているところです。

子供の心のケアというところもお話に出ましたけども、女性相談支援センターの他に、同じ部署の機関として中央児童相談所がございます。私、中央児童相談所の所長も兼務しておりますし、女性相談支援センターの所長も兼務しておるということで、その辺は同じ組織の中に別々の機関があるということで、中での連携はしっかりできていると私自身は感じています。その辺、子供さんの心のケアが必要な時には、ニーズを把握しながら児童相談所に繋ぐというようなことも実際やっておりますので、その辺システムが出来上がっているかということ、それぞれ機関の連携をしっかりとしながらDV被害者あるいは性暴力被害者のケアと同伴児の心理的な虐待におけるケア、そこは連携をしながら対応をしていくところでございます。

**(八重澤会長)**

はい。ありがとうございます。中村委員の方で何か補足はございますか。

**(中村委員)**

ちょっと日頃、事件として感じるところを。先ほど加害者向けのプログラムのお話が出ましたが、知的障害とか精神障害がありますが、障害と診断できるかどうか、グレーゾーン的なアスペルガーの傾向のある方の精神的な暴力が非常に増えている感じがしています。その時に思うのは、なかなか簡単なプログラムでは治らないんだろうなというところがあって、やはりこれは医療的な、もっともっと専門的な機関に繋げていくということでないとなかなか難しいのかなというところを感じています。特に診断がされない方の対応が、非常に難しいなと思っています。生育歴とか、それから家族関係とか、そういったいろんな複雑な状況から出来上がっているというところもありますので、非常に難しいし、加害者が矯正していかないと、結局、離婚した後も被害者の恐怖が続いていくことになるので、私も大事なところかなと思っています。それから今、所長からご説明いただいて、金沢市内の皆さんはかなり手厚いサポートがされているかなと思いますが、能登に住んでいる方とか、金沢から遠く離れている方々にも同じようなケアが届いているのかなと時々心配することがあります。

**(八重澤会長)**

はい、どうもありがとうございました。地域差の問題等、さらに確認をよろしく願います。他にどうでしょうか。はい、川上委員。

**(川上委員)**

資料2の4ページのその他のところで、大学での男女共同参画ワークショップを4校で実施されたと書いてありますが、具体的に学校というのは教えていただけるのでしょうか。それと、大学でされるということはとても有効だなというところと、そのもう一つ下の高校生だったり、授業の中でとか、学生さんたちが何かこう触れる機会を考えた時、もう一つ下の高校というところもどうなのかなというところがあります。それが、先ほどの「男は仕事、女は家庭」についての若年の年代別意識のところにも、もしかしたら反映されていくきっかけになったりするのかなというところも教えていただきたいのと、もう一つは、1ページの地域での男女共同参画の推進で、市町には男女共同参画推進員さんがいらっしゃって、その男女共同参画推進委員さんの各市町でのそれぞれの活動についてもなかなか活発なところもございますし、なかなか活動が難しいなという声もあるので、その辺の取組を何か後方支援していく方法については何か具体的な案があるのかどうかというのをお尋ねしたいです。

**(八重澤会長)**

はい、じゃあ3点ありますけれども、まず大学名。それから高校生に対する普及あるいは教育・啓発ということ。それから推進員の活動を把握されている限りで結構ですが、大体こういったものが多くやられているというようなことを願います。

**(山岸男女共同参画課長)**

まず1つ目のワークショップについて、今年度の実施ですけれど、北陸大学、北陸学院大学、金沢星稜大学、県立看護大学の4校で実施をしております。それから高校生に向けた出前講座のようなものは行っておりませんが、DVの予防啓発セミナーは高校へ行って実施しております。

もう1つの推進員ですけれども、男女共同参画推進員は全市町の人口規模に応じて設置しておりますけれども、県の推進員の業務の一つには、市町の男女共同参画啓発の推進の協力がございまして、市町には県の推進員と協力して、県下全域で男女共同参画の啓発を勧めるようになっていただきたいとお話をしております。推進員にとって、いろいろ啓発活動をしている例もございますし、市町と協力して市町のイベントでティッシュ配りとかそういったお手伝いをしている例もございますし、それぞれの市町の実状は推進員に応じて活動をしていただいている状況でございます。

**(八重澤会長)**

何か目立ったような、例えば紙芝居をやっているとか、そういうことを少し紹介していただけるとのことと、あとこれはやはり地域の特性、対応ですね。

**(山岸男女共同参画課長)**

例えば今おっしゃった通り、紙芝居による啓発活動というのも、輪島市とかやっていますし、例えば男の料理教室の実施、朗読劇、能美市では市内の高校生との共同学習会ということをいろいろやってらっしゃいます。市民祭というものでパープルキャンペーンの啓発ですとか、市民祭を利用した啓発活動を実施しているものもいくつかございます。

**(八重澤会長)**

はい、どうもありがとうございます。もし、もっと詳しいことが必要でしたら、詳細を見せていただくことは可能ですか。

**(山岸男女共同参画課長)**

はい。大丈夫です。

**(八重澤会長)**

それでよろしいですか。他にどうでしょうか。

**(桶中委員)**

DVのところで、18ページに相談件数と保護件数が出ていますが、保護件数は単純に減っていて良いのかなと思いますが、相談件数は横ばいで、お話の中で、裁判所などそういう機関に申し立てる件数は増えている話がありましたが、そういう中で保護件数がリンクしない理由というのは何かあるのかなと単純に疑問に思いました。全体的な話で、男女共同参画の普及は意識的なところが非常に大きいと思いますが、ここに出ているメインのデータ、これは致し方ないかもしれないですけども、意識調査とか国勢調査が22年とか27年とか、結構古いなと思いました。このレベルの調査を毎年するのはたぶん大変だと思うので、もっと絞った調査とかで、メインのデータでも更新できるものがあると、25ページの目標のところ、周知とか意識に対する目標というのは27年のデータでは結構低い状況になっているので、毎年見られるようになると施策に対して効果が出ているとかそういう確認もできるかなと思うので、そういうところは新しいデータの方が良いと思いました。その意識のところ、私は会社勤めをしていますが、会社のルールとか従業員に守ってもらう時にやっぱり1回言うだけでは駄目で、何回も言わないと駄目というのが結構ありまして、そういう意味では学生さんとか、小学校、高校、大学でやられているのは非常に良いと思いますが、回数を増やすというのもひとつ良いと思います。

**(八重澤会長)**

はい、ありがとうございました。最後の件はご提案ということで、どうぞご検討をお願いします。先の2つで、最初にご質問をされたことをもうちょっと詳しく教えていただけますか。

**(桶中委員)**

保護件数は減っていますが、お話の中で裁判所とか機関への申し立て件数は増えているとお聞きしたように思いますが、その辺で、こっちは増えているのに保護件数が減っているのは何か理由があるのでしょうか。保護件数は基準が上がったとかそういったことがあるのかと。

**(八重澤会長)**

はい。ではどうぞ。

**(福村女性相談支援センター所長)**

DVを主訴とした保護件数は、ここの表にあるように少し減少傾向にあるというのは、これはしっかり分析できているわけではないですが、警察の介入で加害者逮捕というような案件もよく見られます。一時保護についてはまず安全確保というところが第一ですので、危険を逃れる手段がまだ選択肢がいくつかあれば、そっちの方を使われるということの方が被害者自身にしても動きやすい部分もあるのかなというふうには感じているところです。その辺のところまだきちんと分析というのができていませんが、相談の中ではそんなふうを感じるということです。

**(中村委員)**

今、警察のお話が出ましたが、かなり警察の対応が変わってきています。昔は家のことだから家族で話せばとすぐ帰ってしまいましたが、最近はDVだと4、5人の警察官がすぐ臨場してくれるというようなこともあるので、そこで一応収まって、警察が来ると加害者側もある程度これ以上難しいのかなと収まって、別居が始まって、そのまますぐに弁護士のところに来るというような傾向もあるのかなという思いがあります。それから保護命令の件数が増えていることについては、これはなかなか申し立てるかどうか迷いのところもあるので、今までちょっと遠慮していたところが出てきたのかもしれないなという感じもあり、そういった要因もあるのではないかと私は思います。

**(八重澤会長)**

はい、ありがとうございます。あともう1点、例えば25ページにあるように数値目標についての件ですが、何か。

### (山岸男女共同参画課長)

25ページの現状というところでは、意識に関する現状が平成27年度になっていますが、これもまた後で説明いたしますけれども、県では現プランが平成22年の改定版なんですけれども、プランを作成する際に県民意識の調査をしております、見直しをする時も調査しております。そのプランの時期に合わせまして、5年に一度ということになっております。大変申し訳ございません。毎年できればよいのですけれども、5年に一度ということで、次は令和2年に行う予定でございます。どうぞご理解いただければと思います。

### (八重澤会長)

はい、それではどうもいろいろありがとうございました。まだ意見がある方は後で話ができると思いますが、次の報告2のほうに移らせてください。「いしかわ男女共同参画プラン2021策定に向けた男女共同参画に関する県民意識調査の実施」につきまして、お手元に資料があるかと思いますが、これについて事務局の方からお知らせをお願いいたします。

### (山岸男女共同参画課長)

それでは、県民意識調査の実施につきまして、ご説明いたします。

調査票本体の説明につきましては時間の関係上省略させていただきまして、資料3及び資料3の別紙を用いましてポイントの説明をさせていただきます。

まず、資料3「男女共同参画に関する県民意識調査について」というA4横の資料をご覧ください。

まず、大項目のI「目的・概要」でございます。

1の目的ですが、県では、男女共同参画に関する県民意識の変化を把握し、プランや今後の男女共同参画施策の基礎資料とすることを目的に、昭和55年度から5年に一度「男女共同参画に関する県民意識調査」を行っております。

前回は平成27年度に実施しましたので、来週から始まります県議会で予算のご承認をいただくことが前提ではございますが、5年後である令和2年度、来年度に、9回目の調査を実施したいと考えております。

3の調査地域と4の対象につきましては、石川県全域の満18歳以上の2,500人を対象に郵送で行います。なお、今回の調査では、成人年齢が令和4年度から18歳に引き下げられることを踏まえ、調査対象を満18歳以上に変更いたします。

5の調査の大項目につきましても、変更をいたしております。

変更点は後ほど、それぞれの項目でご説明しますが、記載のとおり、①の「男女の地位の平等」から⑥の「男女共同参画社会の実現に向けて」までの構成で考えております。

次に、大項目のII「調査項目の基本的考え方」をご覧ください。

1 経年比較を行うものにつきましては、県民意識の変化を把握するため、基本的に前回と同様の設問といたします。ただし、前回調査から5年が経過すること、また今年12月に国の第5次男女共同参画基本計画が策定予定であることから、2に記載のとおり、新

たな国の基本計画の方向性を踏まえながら、調査項目の一部追加、修正、廃止などの見直しをすることとしたいと考えております。なお、国の第5次男女共同参画基本計画の方向性につきましては、現在、内閣府の計画策定専門調査会におきまして、新たな計画策定に向けた基本的な考え方について、調査検討が開始されたところでございます。先月21日に行われました調査会におきましては、第5次計画の策定に向けたコンセプトが事務局から示されたところであり、まだ方向性は明らかにされておられません。そのため、毎年国が発表している「女性活躍加速のための重点方針」に記載されている、あらゆる分野における女性の活躍、安全・安心な暮らしの実現、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の構築、この3点が柱となることを現時点では想定して、調査項目案をお示いたします。

右側の大項目Ⅲ「県民意識調査 大項目別 調査項目(案)」をご覧ください。新たに追加する項目を朱書きで表示しております。

まず、②「家庭生活等」の上2つの朱書き部分、「男性が家事・育児を行うことのイメージ」「男性が仕事以外の生活も重視した働き方をするについて」でございます。国の第4次少子化社会対策大綱策定のための検討会におきまして、「女性のキャリア支援のためにも男性の家事育児への参画を進めるべき」との意見が出され、県の新たなエンゼルプランにおいても、男性の育児参画が盛り込まれる見込みでございます。この項目において、男性が仕事だけではなく、家事や子育て等あらゆる分野において参画するために必要と考えられていることについて把握するために、新規項目としてこの2項目を追加したいと考えております。また、その下の「育児、介護を配偶者とどのように分担したいか」につきましては、育児や介護に対する家庭内での分担について、外部サービスの利用の有無も含めた、男女の意識差を把握するために追加したいと考えております。

次に④「女性の社会参画」でございます。「政治・経済・地域の各分野で女性のリーダーが増えたときの影響」、「女性が地域のリーダーになるために必要なこと」についてでございます。ここではさらなる女性の活躍推進に向け、女性のリーダーが増えることによる社会的な影響や、地域のリーダーになるために必要と考えられていることを把握するために、これらを追加したいと考えております。

つづきまして、⑤「ドメスティック・バイオレンス(DV)等」でございます。新規項目は「性暴力被害について」でございます。性暴力被害は潜在化しやすく、また、他者の心ない言葉により、被害者がいわゆる「二次被害」を受けることも少なくないことから、被害に対しての意識を把握するための項目を追加し、今後の啓発に活かしてまいりたいと考えております。

以上が新たに追加を考えている項目でございます。

次に、修正と廃止の案につきましては、A4タテの表、資料3別紙をご覧ください。

こちらは前回調査との項目を対比させている表で、左側が平成27年度の調査項目、右側が令和2年度調査項目の案でございます。

修正、廃止の項目につきまして順にご説明します。

修正項目はオレンジ色、廃止項目は水色で網掛けをしており、主に網掛けの部分について説明いたします。



まず、問3「男は仕事、女は家庭」という考え方についてです。いわゆる固定的な性別役割分担意識について尋ねる項目ですが、今回の調査では、さらに踏み込んで、賛成する理由、反対する理由を尋ねる付問を追加する修正をいたします。

次に、前回調査の問5「自分の介護を誰に望むか」でございます。この項目は、自身の介護を、例えば配偶者や子どもなど、誰にしてほしいか尋ねるものでしたが、今回は右側の朱書きの問8「育児、介護を配偶者とどのように分担したいか」という項目を新設することにより、廃止と考えております。

つづきまして、前回調査の大項目Ⅲ「結婚観」についてでございます。この項目は、結婚や離婚に関する考え方を尋ねるものでしたが、県の少子化対策監室が実施しております「子育てに関する県民意識調査」で、類似の設問があることから、廃止と考えております。

つづきまして、前回調査の大項目Ⅳ「職業」の問12については、「政治・経済・地域の各分野」という記載を「就業の分野」に修正いたします。なお、先にご説明しましたが、右側の新規の大項目Ⅳ「女性の社会参画」において、政治・経済・地域など各分野で女性のリーダーが増えることによる社会的な影響などを問うことといたします。

つづきまして、前回調査の大項目Ⅴ「社会的な活動」についてでございます。この項目は、自治会やPTAなど仕事以外の社会活動への参加状況などを尋ねるものでしたが、こちらも「子育てに関する県民意識調査」で類似の設問があることから廃止と考えております。

また、問18「指導的立場に女性が少ない理由」については、右側の新規の問17を新たに設けることにより廃止するものです。

つづきまして、前回調査の大項目Ⅵ「女性の人権」についてですが、男性が暴力の被害者となる場合もございます。今回調査では、項目名を「ドメスティック・バイオレンス（DV）等」に修正いたします。

また、項目を整理することとし、問19「女性の人権が尊重されていないと思うこと」、問20「メディアにおける性・暴力表現について」は、全国調査で廃止されていることもあり、廃止とさせていただきます。

次に、問23「交際相手からの被害経験の有無」の付問1「被害を受けたときの行動」、付問2「別れなかった理由」につきましては、前回調査で追加したものでございますが、上の問22「配偶者からの被害経験の有無」では聞いていないことから、問22の設問に合わせることにしまして、今回は廃止といたします。

また、問24につきましては、「DVを受けた時」と記載している部分を「DVや性暴力を受けた時」に修正しまして、問25につきましても、「男女間における暴力」を、同性パートナー間の暴力も想定されることから、「DVや性暴力等の暴力」と修正させていただきます。

その他、説明を省略しましたが、全体的に、一部選択肢の見直しなど、軽微な修正をしたうえで、前回の28の調査項目から新規6項目、修正5項目、廃止8項目といたしまして、全体で26項目について調査を行いたいと考えております。

最後に、今後のスケジュール案につきましては、資料3の下に記載しておりますが、予

算が成立いたしましたら、4月早々に契約等の事務手続きに着手し、5月に調査を実施、8月までにデータの集計・分析を行いまして、10月に調査結果を公表するという段取りで進めたいと思っております。

資料3の説明は以上でございます。

## ○質疑

### (八重澤会長)

はい、どうもありがとうございました。それぞれ事由に合わせて廃止したり、シンプルになった項目がありますが、新規に関してのご意見等ございますか。

### (高橋委員)

廃止を含め、いろいろと項目が整理されたご努力がよく伝わる説明をいただきました。まず2点、伺いたいなと思っているところがありまして、先ほどの新規にあたるようになるかなと思いますが、地域のリーダーになるために必要なことが、女性のリーダーが増えることというふうに、16、17のあたりで増やされているのですが、国の第5次基本計画の方向性を想定してという項目をみると、3つ目に防災復興体制というような防災という言葉が出てまいります。地域のリーダーというときに、現在ではやはり防災ということが軸になって、女性リーダーの必要性ということを言われることが強いですし、また、身近に想定しやすい、より切実さを考えながら答えられるかなというふうに思うのですが、問の16、17の質問文を見ると、その辺りがちょっと抽象的かなというふうな印象がございます。特に問16ですと、政治・経済・地域などというふうにかなりざっくりした括りになっているのですが、これ例えば、地域というところはやはり先ほども出てきたように、自治会ですとかPTAですとか、かなり身近で想定できますけれども、政治・経済となると、例えば管理職ですとか議員さんですとか、もう少しまたちょっと局面が違うかなというふうに思います。なので、問16、17あたりのところで、一つは防災ということを中心にして、地域のリーダーということに質問文を立てられないかということと、もう一つは政治・経済・地域というふうにしてしまわないで、例えば政治・経済なら政治・経済というところはむしろ分けたほうがいいのではないかなというふうに質問文内容を見ながら思いました。

### (八重澤会長)

16、17はそれぞれ少し具体的なところと少し遠い目標ということだと思っておりますが、今のようなご意見をどうぞ参考になさってください。

### (高橋委員)

では引き続き、やはり新規で育児、介護を配偶者とどのように分担したいかを設けられたという、問8は5ページに新たな質問項目があって、自分の介護を誰に望むかを廃止してと、ご趣旨は非常に良いと思えました。ただ、ご趣旨を聞く前にこれを家で見ていて、

どう答えたものだろうというふうに非常に思いました。外部サービスの利用も含めてということを知りたいというご趣旨は非常によく分かりました。ただ、これを見ると、そのあたりのことが入り込んでいて、かえって分かりにくい。外部サービスを利用したいかどうかは分けて聞いて、それと育児、介護はどんなふうに分担したいか聞くというふうに、別々で聞いたほうが答えやすいし、有意義なデータが得られるのではないかなというふうに思ったところがあります。

それから問6、これはそのまま従来のものを引き継いで、経年変化を見たいということでもあるかなと思うのですが、問6、4ページの質問文を見ていきますと、非常に意識に係る部分が多い。それも重要だと思うのですが、よく言われるのはやっぱり男性の働き方が参加したくてもなかなか出来ないというようなことが言われていると思うのですが、それに当てはまるものとして考えると、7が多少当たるかなと思うのですが、7は逆にいうと、労働時間の短縮や休暇制度が利用しやすいかどうかということと、テレワークをして多様な働き方をするというのを、これ一緒にしてしまっているものかどうか。労働時間を短縮したい、短縮することが必要だというようなことですね。働き方の中でも時間に関する部分と、職場に行くかどうかということに関しては、これも分けたほうが本来はいいのではないかな。あるいは、6で男性による家事、育児について職場の理解とありますが、もっと端的に育休、介護休暇などを取りやすくするというふうに、もっと直接的に言うとかですね。このあたりが非常にソフトなものですから、逆に言うと、これにどういう答えが集まったかということから、何を導き出せるかなというところがちょっと漠然としてしまって、せっかくデータを集めても残念かなというふうに思いました。

あと一点だけ、最後の問24の用語の周知のところで、17ページ、(a)から(n)までありまして、(n)のLGBTという言葉、これは非常に重要なことだと思いますが、私も迷うのですが、LGBTという言葉自体が正確ではないという批判も近年いろいろな当事者の方々からも出ておりまして、この言葉を聞くことでおそらく啓発的な意味もあるのかなと思うのですが、このあたり一度ご検討いただけたらいいのかなと。LGBTQとする方がいいというような声もあります。SOGIという新しい言葉もありますが、そこまで言ってしまうと聞いても知らないという方がほとんどになってしまうと思いますので、LGBTもしくはLGBTQとか。そのあたり啓発ということであればより正確にするのがいいのかなと。

#### (八重澤会長)

どうもありがとうございました。問8、問6は項目の整理をすると。つまり、非常に抽象的なものから具体的なものまであるし、回答者が回答しやすいような整理が必要だということです。それから25ページのLGBT、久保先生、何かございますか。

#### (久保委員)

そうですね、言葉ばかりが一人歩きするところもありますので、使用については少し考えておられるというのが事務局もそうだと思うのですが。どのように表記するとか、

どうしたらよいかということは俄かに思いつかないのですが。

**(八重澤会長)**

また、もし何かありましたら事務局の方にご連絡いただければと思います。どうもありがとうございます。事務局のほうから何かお問い合わせはありますか。

**(山岸男女共同参画課長)**

私共としては、まずはLGBTという言葉をとということから始めようかなという趣旨で。もちろんLGBTQやSOGIとかございますし、そこはまだ皆さんに周知がされていないのかなという思いもありますので、また是非ご参考に意見を伺いたいです。

**(八重澤会長)**

他にどうでしょうか。

**(久保委員)**

ドメスティックバイオレンス等についてのところで、10ページになります。例えば、物理的なものについては大変カバーするように書かれていると思いますが、言葉によるものを。例えば(e)の項目で、大声でどなるとか、あるいは(g)なんかもそうでしょうか、無視し続けるなどがあると思いますが、そうではなくて潜った形でというか、小さな声でといいますか、気付かれない形というか、例えば嫌がっていることを遠回しに言うであるとか、気付かれないようにしているものに気付いてもらうことというのも、言葉に対しての項目を工夫することで可能となるかなと思います。モラルハラスメントとかDVというのは大声で言われたら気付くのですが、そうでないもの、例えば学校のいじめについてもそうだと思いますが、そのへんに気付ける項目というのも言葉について工夫していただければというふうに思いました。

**(八重澤会長)**

学校でのいじめのことで、何かもし参考になるようなご意見をいただけたらと思います。つまり、派手なものはすぐわかりますよね。そうでなくても暴力なんだと。

**(今村委員)**

学校のいじめに関しては随分、教職員の意識も変わりました。いじめの影響の大きさについては、教員自身の認識の甘さを認識し、研修等を通して意識を高めていくことが一番大事だと思います。また、もう一つ、きめ細やかな見取りも大事だとも思っています。DVについても、子供たちに本当に影響があることです。母親がDVを受けている場合については、小学校時代に仮に影響がなくても、その子が大人になった時に影響が出る。あるいは、すぐに中学校で影響が出るという事例もありますので、やはりきめ細やかな見取りを行うことが最善の方策だと思っています。しかし、その対応を行うには人員の確保も必要です。

(八重澤会長)

わかりました。そうしましたら今、久保委員と今村委員のご発言を踏まえた項目を上手く立てられるように、また考えてご検討いただけたらと思います。

(山岸男女共同参画課長)

はい、また検討させていただきます。

(八重澤会長)

そのほかに。はい、早川委員。

(早川委員)

先ほど中村明子先生が、「そのシステムというようものであっても、金沢がちゃんと出来上がってきていても、他の地域はどうでしょうか」と質問されました。たぶん答えは無理と思いつつも、質問させてください。私事ですが、今年の1月から新しく従業員になってくださった方が最近、ご主人のお母さんが怪我をして歩けなくなったということで、当然の如く「辞めます、介護しなくちゃいけない」と。金沢から離れた、その土地では当たり前のことらしいです。嫁は姑の介護をするのは当たり前らしいです。今、21世紀なのにとびっくりしたのですが、今日、中村先生からご意見があつて、金沢に住んでいると当たり前になってしまっていることが、地方ではまだまだだと知りました。例えばこの調査というのは全県で集計して、他の地域は何もわからないのか、これまでも5年に一度調査をしていらっしゃる中では、実は3地域に分けていたとか、4地域に分けていたとか。これからなされる調査でも、意識が都市部と地域は違うことをはっきりと分かる方法をとっていらっしゃるのですか。

(八重澤会長)

わかりました。例えば、さっき言った年齢別、それから地域別の統計は出ていますか。

(山岸男女共同参画課長)

そうですね。出るようになっていきます。全県で能登北部から南加賀まで、地域別にも出てまいります。

(八重澤会長)

その結果が出ますので、それを踏まえてどういうふうにアクションを起こすかということもまた検討するということがよろしいですか。他はどうでしょう。

(今村委員)

問7の子どもの教育方針のところ、たぶん経年変化でこのような項目なのかなというふうに思いますが、3つまでということで、たぶんどれも望んでいくのは親ではないのか

など思うのですが、その中で能力の面というか、適応能力というか、自分だったらどこを選ぶだろうと。私は教育関係者なので、やはり子どもに関することにすごく興味があるので、どこを選ぶだろうと思った時に、共同参画意識の調査だからということであるならば、やっぱり男の子には家事能力も欲しいなとか、でも人間としてということであるならばやっぱり一番大事なのは心の面だろうなど。これは経年変化なので、この項目自身は変えられないのかということと、もし変更することが可能ならば能力面と心の面というのは、こういうふうに織り込まなきゃいけないのかどうかということの確認です。

**(八重澤会長)**

ちょっと整理しますと、経年変化だからこのまま使わないといけないのかということと、何か項目として修正するもしくは付け加えることが可能なのか。どうでしょうか。

**(山岸男女共同参画課長)**

こちらのほうは石川県独自の調査です。経年比較するものではございませんので、変更は検討できます。

**(今村委員)**

時代に合わせて可能は可能ということですか。

**(山岸男女共同参画課長)**

そうですね。

**(八重澤会長)**

もし付け加えたいものがありましたら。

**(今村委員)**

例えば、どの項目も大事だなと思うので、これがあえて3つであって、実は先ほどの新しい16、17の項目はいくつでもと書いてあったのです。なので、これはどうなのかなと思ひまして。

**(山岸男女共同参画課長)**

いくつでも、とすると全部丸が付くのではないかと心配されますので、3つまでと。

**(今村委員)**

たぶん施策への反映というのが目的だろうと思うので、何を意図としてどんな答えを事務局側としては伝えているのかということと、もしよければ。

**(山岸男女共同参画課長)**

こちらの問は、目的としては無意識の偏見という、いわゆる女の子らしさ、男の子らしさというこだわりを、皆さん、今、思っただらっしゃるかということを見たいなという意図でございます。

**(今村委員)**

それならわかります。

**(八重澤会長)**

ほかに。中村委員どうぞ。

**(中村委員)**

2つあります。1つは、先ほど高橋委員から出た問8の外部サービスの利用の件ですが、これ外部サービスについて聞くのはすごくいいなと思ったのですが、外部サービスで保育所、介護、家事代行とありますが、たぶん保育所は皆さんほとんど預けているから、訪問介護もかなりされているようになっていて、あとたぶん家事代行についてのあたりが1番個人的には気になっているのです。これ3つまとめてしまうと、ちょっと使いづらいので、どれに置くか絞るか、別々にしないと見えてこないのかなと感じました。

もう1点、すごく細かいのですが、問12の選択肢の1番ですが、広域異動が増えることという書き方がされていますが、転勤等というふうに入れてあげたほうがイメージしやすいかなと思いました。

それから付け加えて言うと、先ほどLGBTの書き方のことがありましたが、例えばこれ逆に、性的少数者というふうな形にして、カッコ書きでLGBT等と入れるとか、そんな工夫の仕方もあると思いました。

**(八重澤会長)**

どうもありがとうございます。どうぞ参考になさってください。他はいかがでしょうか。

**(能木場委員)**

職場の方ですが、女性はどうしてもセクハラを受けたというような、女性の立場の方の被害を重視しますが、逆の場合も中にはありまして。相談の中にも私たちがいろいろなところで聞く場面がありますけれども、新しく入った新入社員をお局さんみたい女性の年季の入った方々が、少しパワハラなんでしょうか。そんな部分の話も聞く場合があるのです。少し上司になられてきつく言われて、男性からですとすごく強く当たるのでしょうかけれども、女性の場合はあんまり強くなくてもネチネチと。私が聞いたお話では、他の県外から異動されてこちらへ来られた独身の方、そして男性の方はお若い方で、お局さんは「あら、一人でご飯何か食べているの？コンビニにでも買っているの？もしなんだったら私、作ってあげるわよ。」と。もう随分いろいろご心配されたのかもしれないですけども、そんな

ふうにして、男性にとっては本当に迷惑なお話をよくされたというお話も聞きました。ですので、逆に男性のほうが女性からの逆セクハラみたいな格好に、そんなお話も中にはありますので、職場でのパワハラの部分の一つ二つあってもいいのかなと感じました。以上です。

**(八重澤会長)**

何かご回答ありますか。それとも今のようなことを盛り込んで検討されますか。

**(山岸男女共同参画課長)**

検討させていただきたいと思います。

**(八重澤会長)**

今日、ニューフェイスの登場が私の隣からずっとありますので、一言感想でも意見でも何か3人の委員の方にご意見を伺いたいと思います。もし質問したいことがあれば、どこでもお好きなようにご発言ください。

**(田中委員)**

今回初めて参加させていただきました。私はPTAの副会長という立場でこちらにお邪魔してはいるのですが、たしかにPTAの会長さんというと男性の方が多いなと思いがら聞いていました。どうしても委員を決める段階で、会長は男の人がしてくれるものだろうという決め方があったり、実際の活動の中で出てこられるのはお母さんが中心になっているなどという感覚というのは、やっぱり今でもあるなと思いますし、家の体制の中でもお母さんに来てくださいというものがあったりするのが、なぜ母親に限定するのですかという声やっぱり出てきていたりもするので、ちょっとだんだん時代が変わってきているところはあるなと感じながら、今日お邪魔していました。私、仕事が病院で勤めていた関係があって、ちょっと気にかかったのが、アンケートの中の問8の項目を言われていたと思いますが、介護に関してはサービス利用もあると思いますが、子どもさんにしても家事にしても、家庭の中で同じ感じで考えていければいいなと思います。介護に関しては、自分の親であるかどうかはすごく関わるのではないかと考えていて、私は相談を受ける側だったので、自分の親であるときの介護をするかどうかと、配偶者の親であるときの介護をするかどうかはすごく意見が変わる方がすごくいらっしやって、自分の親であれば見るけれども、みたいなところは男性、女性それぞれにいろんなご意見が出てきていて、配偶者の親か自分の親かで回答が変わるなと思ったので、ちょっと気にかかりました。

**(八重澤会長)**

貴重な意見ありがとうございました。どうぞ参考にさせていただきます。



### (道場委員)

人権擁護委員の男女共同参画委員長をしております、道場です。人権擁護委員も今のお話を聞いておまして、男女のそういうDV関係、そういう問題もすごく取り入れまして、いろんなことで活動しております。我々のほうは、聞かれたことがあるか分からないですけども、デートDVという、そういうふうな結婚をする前、前提にされた、中学校、高校、そういう方を対象にした活動を、今年、全国の人権擁護委員の連盟のほうからやってほしいという意向もありまして。今日、大学の方とか高校とかのお話も聞けたので、本当に参考になりました。ありがとうございます。

ひとつ、センター長さんが仰っていた一時保護の中で、高齢者の方がおられたと。80歳以上でしたね。そういうお話を聞いて、高齢化社会になるので、そういう方が配偶者か子どもさんか介護施設から、どういうところでそういうことを受けられて、そちらのほうで一時保護を受けられたかということと、それから先、その方はどういうところへ関連して行かれたかという、たぶんこれからそういうことが増えてくる社会になるのではないかと、思っちょっと気になりました。

### (八重澤会長)

ありがとうございます。かなり個人情報を含むかもしれませんので、お答えになりますか。高齢者の処遇について。

### (福村女性相談支援センター所長)

うちのほうで十分な対応というのが高齢者だと出来ない部分もあつたりしますから、地域の包括も含め、高齢者関係の機関と連携しながら対応させていただいたと。なるべく早く、安心して安定した生活に戻っていただけるような手立てを取らせていただいたという状況でございます。

### (八重澤会長)

ありがとうございます。では、中田委員さん、いかがでしょうか。

### (中田委員)

実は自分の家も7か月の子どもがいます、男女共同参画という意味では非常に直面しているところですが、自分が今、働いておまして、奥さんが育児休暇を取っている状況です。質問項目を見ていて、実際に何で奥さんが育児休暇を取ることになったかという、お乳をあげなきゃいけない、男性はお乳が出ないという話だったり、経済面の話だったり、いろいろ突っ込んでいくと細かい話もあるのかなと、そんなふうには思っています。それをこの調査項目に含めるのが良いのかどうかは分かりませんが、保育所に預けるにしても病気もらってくるのではないかと、本当に面倒見てくれているのかとか、そこらへんですね。保育園とかこども園だとちゃんとやってくれていますとか、家事支援みたいなものがありますとか、そういういろいろな制度を周知しながら、こっちにも反映、意識

にも反映していけたらいいなと考えながらお話を聞いていたところです。特に何をしてくださというわけではないですけど。ありがとうございます。

**(八重澤会長)**

それでは育児・子育てに関するところで、特にこのとおりで。もっと要望があれば仰っていただいてよろしいですよ。

**(中田委員)**

例えば、問7だと、3つだけとなると難しいとなれば、順番付けるとか、そういうのもいいかなと思ったりしましたし。何か一部分を突っ込んで、もし女性も働きながら心配なく生活できるために、こんなことがあればいいかなと思います。

**(八重澤会長)**

ありがとうございました。これまで皆様からたくさんのもとも良い貴重な意見をいただいたのですが、これから実施するにあたり、その原案の修正・加筆等につきまして、最終的には私に一任させていただいてよろしいでしょうか。しかし、その前にどうしても自分の意見をきちんと言いたいということであれば。ここメールはありますよね。

**(山岸男女共同参画課長)**

そうしましたら、今、職員が用紙をお配りします。

**(八重澤会長)**

メールやファックスで、入れていただいたほうがそのまま通じると思いますので、それもよろしくをお願いします。締め切りはいつまででしょうか。

**(山岸男女共同参画課長)**

今、お配りする用紙に締め切りが書いてあります。2月28日でございます。

**(八重澤会長)**

2月28日ということで皆さん忘れないように。来週、2月いっぱいはこの項目に没頭していただきたい。無い方は送らなくていいですよ。

**(山岸男女共同参画課長)**

無い方は送らなくて大丈夫です。もし、追加でございましたら。

**(八重澤会長)**

質問紙をこれから作成しますので、その質問紙の質問項目について、もっとこれを見やすくしたほうがいいとか、もっとこうしたらいいとかいう意見も含みますね。

**(山岸男女共同参画課長)**

はい。

**(八重澤会長)**

それではもう一方くらいは最後になりましたけれども、何かどうしても言いたいという方がいれば。よろしいですか。事務局のほうからも何かご連絡ございますか。

**(清水県民文化スポーツ部長)**

本日は八重澤会長さんをはじめ皆さん方から、大変貴重なご意見をいただきました。本当にありがとうございました。私どもではなかなか気が付かない点、多々あったかと認識しております。それで今の八重澤会長さんのほうから一任ということでお話しくささいました。私どももまたしっかり検討させていただきますして、より良い調査になるよう、施策につながるような調査になるような項目を見直し、検討していきたいと思さいますので、引き続きよろしくお願さいいたします。本日はどうもありがとうございました。

**(八重澤会長)**

他にないようですから、本日予定しておりました内容が全て終了したということで、よろしいでしょうか。各委員の方を強制的にあてたり、それからちゃんと口火を切つてくださる委員がいらっしやったり。それからまた、ご不明なところは直接事務局にお尋ねになつてください。それでは皆様のご協力に感謝いたしまして、事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願さいします。

**(山外男女共同参画課参事)**

委員の皆様、長時間にわたるご審議ありがとうございました。それではこれもちまして、令和元年度石川県男女共同参画審議会を終了させていただきます。本日は大変ありがとうございました。